

被相続人

相続税の納税猶予の適用を受ける農業相続人の氏名

(歲)

(歲)

(歲)

第3表
(平成26年分以降用)

財産を取得した人の氏名						
課税 価格 の 計算	取得財産 の 価 額	農 業 相 続 人 (第12表⑤)	①	円	円	円
		その他の人 (第1表①+第1表②)	②			
	債務及び葬式費用の金額 (第1表③)		③			
	純 資 産 価 額 (①-③)又は(②-③) (赤字のときは0)		④			
	純資産価額に加算される暦年課 税分の贈与財産価額(第1表⑤)		⑤			
課 税 価 格 (④ + ⑤) (1,000円未満切捨て)		⑥	, 000	, 000	, 000	, 000
各 人 の 算 出 税 額 の 計 算	相 続 税 の 総 額 (第2表⑪)		⑦			
	あん分割合 $\left(\frac{\text{各人の⑥}}{\text{A}}$		⑧			
	算 出 税 額 (⑦×各人の⑧)		⑨	円	円	円
	農業相続 人の納税 猶予の基 となる税 額	相 続 税 の 総 額 の 差 額 農業投資価格超 過額(第12表③)	⑩			
		各人へのあん分額 (⑩×各人の⑧÷⑥)	⑪			
			⑫			
	各 人 の 算 出 税 額 (⑨+⑫)		⑬			

この場合、第1表の「一般の場合」の「あん分割合⑧」欄及び「算出税額⑨」欄の記入を行う必要はありません。